

## 聴聞会開催要領（案）

1 名 称 札幌市下水道条例の一部改正に関する聴聞会

2 日 時 令和7年12月8日（月）午後1時

3 場 所 札幌市議会議場

4 案 件 議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案

5 開催理由 上記議案を審査するにあたり、広く参考意見を聴取し委員会審査の充実を図るため

6 陳述を行う参考人の選定等

- (1) 各会派の推薦により、委員会で決定する。なお、1会派で推薦できる人数は1名を限度とする。
- (2) 委員会決定後、出席依頼を行い、承諾を得る。

7 参考人の発言時間及び発言順序

- (1) 発言時間 1人おおむね15分
- (2) 発言順序 大会派順とする。

8 参考人に送付する資料

- (1) 市長提案説明
- (2) 議案書
- (3) 議案関連資料
- (4) 札幌市営企業調査審議会関連資料
- (5) 聴聞会と参考人に関する概要資料
- (6) その他参考資料

9 聴聞会次第

- (1) 開会
- (2) 議長挨拶
- (3) 各参考人からの意見陳述
- (4) 参考人全員の意見陳述終了後、委員から参考人への質疑
- (5) 閉会

10 その他

聴聞会はインターネット配信を行う。

参考：参考人制度関係条例等

札幌市議会委員会条例

(参考人)

第24条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(公述人の発言)

第21条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。

2 前項の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏當な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第22条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

議会運営委員会申合せ事項（平成3年6月6日）

聴聞会及び懇談会の出席者には、参考人の規定を適用することとする。